平成２２年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市岩戸５丁目８番16号
破産者　関　　優子
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６６４号
大津市大石東５丁目６番11号
破産者　佐伯　晃司
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０００号
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る３丁目竪社北半町205番地
破産者　西澤　正康
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
京都府京丹後市大宮町三重855番地
破産者　小牧土木こと　小牧　　悟
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１１３号
京都府京丹後市久美浜町安養寺157番地
破産者　芝野　富也
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４８９号
奈良市南京終町２丁目251番地の５　シティパレス21　やすらぎの道ＰＶ―256号
破産者　村田　臣弘
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾31番地　201、申立時の住所奈良県大和郡山市額田部南町404番地５
破産者　安原　　初
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７２７号
奈良市南京終町１丁目90番地の１　エスペランス奈良415号
破産者　小久保夕子（旧姓野田）
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７４号
広島県呉市汐見町９番12号
破産者　谷本　秀樹
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６号
長崎県長崎市横尾５丁目２番５―202号
破産者　松尾　秀一
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２０８０９号
東京都立川市幸町４丁目45番地７
破産者　株式会社イシモト
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３１号
新潟県新潟市東区石山団地１―２―305、開始決定時の住所新潟県新潟市東区大形本町３丁目１―61
破産者　木下内文男
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０７２号
東京都港区海岸３丁目13―12―904
破産者　糸賀　則子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０８０号
東京都世田谷区用賀２丁目36番15号
破産者　株式会社リリー
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２２６号
千葉県茂原市木崎1296―19、開始決定時の住所千葉県船橋市前原西５丁目12―９
破産者　大和田正明
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７６９号
神奈川県川崎市高津区二子４―１―２―1003、住民票上の住所東京都世田谷区桜新町１丁目35―９
破産者　吉野雄一郎
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６７８号
新潟県新潟市西区善久1056―１―302
破産者　藤島　尚和
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８２７号
東京都中央区佃１丁目11番３号
破産者　株式会社ジェネシス
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１７９号
千葉県千葉市稲毛区萩台町696―75
破産者　吉田　晃雄
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部